

ボウルディング 『経済政策原理』

Kenneth E. Boulding, *Principles of Economic Policy*, 1958.  
(Prentice-Hall, New York.) pp. viii+440.

守 谷 基 明

まえがき

ボウルディングは現代アメリカの著名な経済学者である。彼は一九一〇年にイギリスのリバプールで生まれ、一九二八―三二年、オックスフォードのニュー・カレッジのスカラー、その間の一九三一年にオックスフォードでバチェラー・オブ・アーツを得、一九三二―三四年にはシカゴ大学のカマンウエルス・フェロー、一九三四―三七年にはエヂンバラ大学のアシスタント、一九三七―四一年にはコルゲイト大学のインストラクターを勤め、そして一九三九年にマスター・オブ・アーツを得、一九四一年エリーゼ・ビオルナーハンセンと結婚。一九四一―四二年、国際連盟のエコノミック・アンド・フィナンシャル・セ

ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

クションの経済学者として奉仕、一九四三―四六年、アイオワ州立大学のアソシエイト・プロフェッサー、一九四六―四七年、マックギール大学の経済学のアングス・プロフェッサー、一九四七―四九年、アイオワ州立大学のプロフェッサーを経て、一九四九年より今日迄シシガン大学の経済学のプロフェッサーを勤めている。

つきに彼の著書(単行本に限る)を年代順に掲げれば、左記のごとくである。

*Economic Analysis*, 1941, second edition, 1948, third edition, 1955.

*The Economics of Peace*, 1945.

*There Is a Spirit* (*The Naylor Sonnets*), 1945.

ボウルディング『経済政策原理』（守谷）

*A Reconstruction of Economics, 1950*

*The Organizational Revolution, 1953.*

*The Image, 1956.*

*Principles of Economic Policy, 1958.*

*The Skills of the Economist, 1958. (一)*

この問題のボウルディングの *Principles of Economic Policy*

は著者の言によれば、本書は *The Economics of Peace* の改訂版として着手されたのが、やがて完全なる新著へと発展したのだから。( *Principles of Economic Policy, 1958, p. vi.* )

すでに本書の書評としては筆者の知るところ、我国では熊谷尚夫氏（日本経済政策学会年報Ⅶ一六八—一七四頁）、稲毛満春氏（香川大学経済論叢三一巻四号八三—八八頁）のものが、また外国では *The Economic Record, December 1958, pp 420-421.* に James P. Belsaw のそれがでている。しかるに筆者には、本書にみられる彼の政策方法論および政策原理が、いまだ充分、検討しつくされていないように思われるし、くわえてこれはおそらく筆者自身の未熟さのゆえであらうが、教養書としては難解な個所が若干みられるのである。

さて本書の構成であるが、ボウルディングはまず第一章で経済政策の本質を論じ、それに続く諸章で経済政策の基本目標で

八八

ある経済的進歩、経済的安定、経済的正義、経済的自由と、ならにこれら諸目標間に生ずる衝突の問題を論ずる。それから彼は政策決定者論—政策主体論のうらづけをなす政府行動論を論じ、つぎにこれらの諸目標を一般的政策の見地から検討する。そして最後に彼の共産主義論とユートピア論でむすんでいる。

各章の標題はつぎのとおりである。

- 第一章 経済政策とは何か
- 第二章 経済的進歩
- 第三章 経済的安定
- 第四章 経済的正義
- 第五章 経済的自由
- 第六章 手段・目的、および諸目標間の衝突
- 第七章 政府への行為の諸原理の適用
- 第八章 財政政策
- 第九章 貨幣・金融政策
- 第一〇章 所得維持政策
- 第十一章 商業政策と国際経済学
- 第十二章 政府と私企業
- 第十三章 農業政策
- 第十四章 労働政策

## 第五章 戦争と平和の経済学

### 第十六章 世界の前途——共産主義と開発

#### 第十七章 ユートピアへ——そしてその彼方

これらの諸章のうち、もつとも興味深くかつ刺激的な叙述は第一章より第六章までに見られる彼の政策方法論ないしは原理論、第七章での行為原理の適用としての政府行動論、および第一六章での彼の政策観の発現形態としての共産主義論である。それで以上の諸章をできる限り正確にかつ簡潔に紹介し、それぞれの問題点を指摘することとする。

註(1) *Who's Who in America, volume 30, 1958-59*  
*two years, Sixtieth Anniversary Edition, Marquis-*  
*Who's Who, Inc. p. 296.*

## 一、経済政策とは何か

ボウルディングによれば、「政策」という語は一般にあたえられた諸目的にたいしむけられる行為を支配する諸原理を指し」(*Ibid.*, p. 1.) また生態学的展望<sup>(1)</sup> *ecological perspective* のうえに立つて考察すれば、「政策とは政策決定者の目的にかなうように生態学的体系 *ecosystem* を故意に歪めることである」(*Ibid.*, p. 17.)ともいえる。しかしいずれにせよ、「政策の

ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

研究はつぎの三つのことに関与せねばならない。われわれは何を欲するか(目的)、われわれはいかにしてそれを得るか(手段)、そしてわれわれとはだれを指すのか、すなわち当該組織ないしは集団の性質は何であるか」(*Ibid.*, p. 1.) 「政策はだれの利害においてなされるのか」(*Ibid.*, p. 19.) がそれである。

しかるにこのうち「目的についての研究は社会科学の領域を越えて倫理学の分野となる」ので、「社会科学はあたえられた政策が正しいかどうかの問題に最終的な答をあたええない」が、「人々が目的であるとかんがえているものが実はいつそう高次の目的にたいする手段であるということ」や「人間活動が目的しか有していないことはまれで大抵は多くの諸目的があるものである」ということは指摘しよう」(*Ibid.*, p. 2.) しかして「政策はあきらかに“*What*”を常に含まねばならぬ。たとえ“*What*”がゴールでなく方向にすぎないとしても、われわれは可能な変化のうちいかなる方向が望まれるかないしは望まれないかについて知らねばならぬ」(*Ibid.*, p. 18.) とういう意味において彼は、「社会科学者の研究を手段の領域に限定するのである」(*Ibid.*, p. 2.)

さてあたえられたる政策目的達成のための最良の政策手段となるべき必要条件是彼にあつては、第一に観察可能な規則性

ホウルディング『経済政策原理』(守谷)

observable regularities なしは基本的経験関係 basic empirical relationships 第二は基本的恒等関係<sup>(2)</sup> basic identities を満足するものでなければならぬ。しかし、前者の規則性は probable と improbable を区別して、improbable の領域を除くことにより、経済的ユニバースを probability の範囲に定め、後者の恒等関係も同様に possible と impossible を区別して、impossible の領域を除くことにより、経済的ユニバースを Possibility の範囲に定める。(Ibid., pp. 6-7) だから経済的ユニバースを possible で probable な部分に限界つけることが必要条件となるのである。

しかし、彼はいう。「最良の政策がなにごであるかについての問題ははまだ解決されない。けれど、probable な範囲のなかに政策の数多くの可能な結合様式が現存するからである」(Ibid., pp. 7-8.) と。

そこで、この解決を彼はまず厚生 “welfare” に求めようとする。彼によれば、「厚生経済学として知られる経済分析の領域が主として、この問題——政策の妥当な選択領域がよりいっそう、厳密に狭められるかどうかの問題——に貢献する」(Ibid., p. 8.) という。彼はパレート—ヒックスの理論からはいわゆる “Paretian Optimum” の概念をその possible で

九〇

probable な領域に採り入れて、いつそうの厳密化を計り、他方バलगソン—サムエルソンの一般的厚生函数論からは、かなり同質的とみられる社会において一般的合意のごときものが政治的経済的論議から生じてくる点を重視する。そして結局、政策は厚生にたいする統制を意味することになるといふ。(Ibid., p. 9.)

つきに彼は政治過程 political process と政策との関係性を重視する。すなわち彼によれば、経済分析 economic analysis は政策を経済的に望ましいと判断しうるような明確な基準をしめさないし、くわえて経済的ユニバースのなかの特定の最良点を指摘しえない。経済分析のなしうることはただ前述の possible で probable な領域をわずかだけ狭めうるだけである。それゆえに理想的政策の定義そのものには、或る種の政治過程が含まれねばならないとかがえるのである。(Ibid., p. 13.) さて最後に、われわれとはだれを指すのか、ということが問題になつてくる。彼によれば、重商主義の権力国家においては、それは国家の支配階級であるが、現代の民主主義時代の一般的厚生国家においては、その一般的厚生の概念はあきらかでない。「だれの厚生かという問題はすべて、人のためにということでさらされている。しかしいかなる政策も所得の分配に或

る程度の影響を及ぼさずには、ほとんど遂行するをえない。」(Ibid., pp. 10-11.)と云う。そして、この分配問題に関して行われてきた解決法は、一つはインフレ・デフレ政策 (Ibid., p. 12.)であり、他は政治過程 (Ibid., p. 13.) によつてであるといふ。つづいて彼は、われわれがどの程度まで拡張されるべきであるかの問題を提起する。「経済政策は或る特定國の居住民の厚生にたいしてのみむけられるべきであるか、あるいはすべての人類の厚生にたいしてむけられるべきであるか、」(Ibid., p. 14.) がそれである。

なお、彼は本章の終りで、選択 "choice" の問題について、経済学者の学問的領域の考察にふたたび立ちもどらうとする。すなわち、「いかなる場合にも社会的選択がなされねばならぬ。しかるにこれらの選択がいかなされるべきかということ、おそらく経済学者の仕事ではない。しかしながら経済学者は、いかなる選択がなされるべきか、そして真に自由になしうる選択は何であるかということについて或る光明を投げかけようのである」(Ibid., p. 19.) と。

かかる立場よりして彼は主要な政策目標として、経済的進歩 economic progress、経済的安定 economic stability、経済的正義 economic justice、そして経済的自由 economic freedom

ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

の四つをあげ、その意義と、その醸成をめざす政策的考察をおのおの第二章より第五章にかけて論じている。

さて第一章は彼の政策方法論の骨子となるものであるが、それだけに難解な個所も多く、したがつて問題点も多いようである。

まず、彼は最良の政策手段となるべき必要条件として、観察可能な規則性ないしは経験関係と恒等関係の二大支柱を持つてきているが、方法論的には、ごく並列的にかんがえているようである。それで、この二つの相関関係——すなわち、恒等関係よりして possible な領域のなから、経験関係よりして probable な領域に政策手段を限定する行き方か、逆の行き方か、また同次元的に考えているのか——があきらかでない。

筆者はつぎのようにかんがえてみたい。後者の恒等関係よりでてくる possible な領域は恒等式のしめすごとく、理論的に矛盾しないだけの仮定を設けたうえでの、いわば自明の理であり、かかる意味で理論的調和的一般性を有するものである。また前者の規則性ないしは経験関係よりでてくる probable な領域は現実のファクターが入り込むことによつて狭められる、いわば方程式のごときものであり、かかる意味で現実的攪乱的特殊性を有するものである。それで、前者の關係は後者の關係を

歪める傾向にある。しかして、その傾向が単なる傾向にとどまるときは、あたえられた政策目標にたいして政策手段が一つというのはごくまれで、数多くの諸手段から成るのが普通であるので、それらの間の優劣は客観的価値基準がないので判じがたい。しかし、その傾向が成熟し社会的に一般化せる本質的動向となるにおよんで、それは歴史的相対的客観性を有するので、それを価値基準として政策手段の最良のものを判定しうる。そして促進的ないしは阻止的ないしは禁止的政策を行つた結果、それらの波紋はやがて量的、質的にいづれかないしは双方ともに値の大きい方向へと恒等関係を引きあげる傾向を有するにいたる。かかる視点に立つことが許されれば、方法的には両者の関係は同次元的相互作用性を有するものといえるのではなからうか。

ここにおいて、政策手段決定の際における厚生経済学の占める地位は彼が評価するほどに高くはないとかんがえられる。ただし、厚生基準としての生産の効率性と分配の平等性は共に不可欠であるにもかかわらず、後者の基準は倫理的価値判断の介入を避けるをえないからである。ここに厚生そのものの限界が存する。くわえて、彼の政治過程の過大評価の傾向は決して理想的政策に直接むすびつくものではなく、ただ経験科学とし

ての客観性喪失化の傾向に直接むすびつくものといえよう。

上述の論旨よりしてあきらかなごとく結局、ポウルディングの政策論では価値判断排除と実践性という、いわば宿命的、脊反的要求に応えることは不可能ではなからうか。

註(1) 彼は「生態学的接近方法の価値を、それが人間社会

の相互関係の複雑さを指摘し、或る政策がまつたく予想しなかつた結果をもたらす可能性を警告するということのうちのみいだししている。」(Ibid., p. 18.)

(2) 「それはⅢの記号でしめされ、当該変数のすべての値に妥当する関係である。」(Ibid., p. 4, fn.)

(3) 「経済的ユニバースとはあらゆる価格、賃銀、利子率、所得、財産権、租税、支出、および消費され、生産され、蓄積されたあらゆる財貨ないしは証券等を包含するものである。」(Ibid., p. 6.)

(4) 著者は平和 peace ないしは統合 integration を第五の目標にくわえるべきでないか、どうかをかんがえる。しかし、これは正義とまつたく同じものではないにせよ、非常に密接な関聯を有しているとして、この『原理』で採りあげていない。(Ibid., p. 20.) この四つの基本目標は Economic Analysis では、そのうちの正義 justice が平等 equality とかわり、The Economics of Peace にあつては進歩 progress と正義 jus-

face の二つしか掲げていない。

## 二、経済的進歩

ボウルディングによれば、経済的進歩とは目的 end を達成するために、従来よりすぐれた手段ないしは方法の発見とその使用の効率改善を計ることであり、新方法による旧方法の駆逐および労働時間の支出の効率化が行われたときに生ずる (*Ibid.*, pp. 22-25) という。ここで注意すべきは、彼の説く「経済的進歩がもつばら手段に関するものであつて、目的に関するものではなく、それで経済的進歩によつて以前より容易にわれわれが欲求するものを得ることはできても、そのものは是非不明である」(*Ibid.*, p. 23) ということである。かくて、「経済的進歩が重要なのは手段が制限されるという事実であり、もしわれわれが無制限の手段を随意に持つていたとするなら、それらの使用効率は重要でなくなるだろう。けれど、われわれはたとえいかに非効率に諸資源が使用されても、われわれの欲求を完全に満たしうるからである」(*Ibid.*, p. 24) という。

さて、「この経済的進歩の測定は欲求満足を測ることが困難なためにむずかしい問題であるが、わりあい短期間においては

ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

労働時間当り商品産出高指数でかなり公正な測定がえられる。しかしながら、比較が長期にわたつてなされねばならない場合には産出高の物質的形態が事実かわるので、経済的進歩の量的尺度を得ることはほとんど不可能である」(*Ibid.*, p. 25) という。しかし彼は、「ある商品の生産技術の改善はその商品がより重要なであればあるほど、またより必需的であればあるほど経済的進歩にいつそう寄与するものといつらう」(*Ibid.*, p. 27) として、経済的進歩の質的測定の可能性を説いている。

もちろん彼は「かような経済的進歩の諸測定は粗野たるをまめがれないとかがえるが、それらは社会を大まかに分けつるという点において十分存在価値がある」(*Ibid.*, p. 28) というのである。

つきに経済的進歩の条件はなにかというに、それは資本、capital と熟練、skill の蓄積であり、これらの両輪を共にスチームにまわらしめる共通の車軸が投資であり、かくて蓄積のありえないところに進歩はありえないとかがえてゐる。

(*Ibid.*, pp. 28-29) そこで投資を促進せしめる誘因として彼は、一、財産の保障 (*Ibid.*, pp. 31-33)、二、節約 (*Ibid.*, pp. 33-34)、三、競争 (*Ibid.*, pp. 34-37)、四、企業家精神 (*Ibid.*, p. 38) を、また社会的要素としては、一、改変的宗教 (*Ibid.*,

p. 39.) 二、社会の諸階級間の流動性 (*Ibid.*, p. 39.) 三、持続的政治革命 (*Ibid.*, p. 41.) を挙げ、他方、経済的進歩による改善が浪費される場合(一)一、奢侈品 (*Ibid.*, p. 43.) 二、戦争 (*Ibid.*, pp. 43-44.) 三、人口の増加 (*Ibid.*, pp. 44-50.) を挙げてゐる。

この章での問題点を指摘しよう。

まず彼は経済的進歩がもつばら手段に関するものであつて目的に関するものではないといつていながら、これを目標として掲げているが、彼にあつては目標と目的とは同一のものなりや否や筆者にはわかりかねるのである。また目標を最良の手段を選定する尺度とかがえてるのであるか。もしそうであるなら、それは彼のいふごとく客観的価値基準ではないであらう。

つぎに、彼は経済的進歩と技術的進歩を混同してはいないか。彼は経済的進歩が技術的進歩を待つて生ずるとかंगाえてゐるようである。しかし従来の技術水準のもとにおいても、結合可能なかつ採算のあう生産資源があり、生産にみあうだけの有効需要が創造可能であれば、経済的進歩は生ずるはずではないからうか。

註(1) 「ついでながら重要度とは全資源のうちその商品に

投ぜられた割合をいうのである。」「必需品とは所得が増加するに従つて消費者の予算に商品が入り込んでくる順位をもつて並べられる。」「とりわけ必需品の生産における改善はそれ以外のもののために資源を解放して、よりいづその経済発展を計ることになる。」 (*Ibid.*, p. 27.)

### 三、経済的安定

ボウルディングによれば、経済的安定は同じ経済水準にとどまつてゐることを意味しない。現実の経済的安定とは実に恒常的進歩 *steady progress* に他ならぬ (*Ibid.*, p. 52.) とする。そして、恒常的進歩を妨げる変動として、特に価格変動と産出量変動を吟味する。そして「これらの変動を減少させることがなによえに経済政策の正しき目的とみなされるのか」 (*Ibid.*, p. 55.) という問題にたいする答として、けだしこの場合における主要な反対は、「前者の変動は行きあたりばつたりの、無意味な、かつ所得と富の分配において本質的に不公正な変化を生じさせるからであり、」 (*Ibid.*, p. 55.) 後者の変動は、それが恒常的完全雇用実現<sup>(1)</sup>を妨げるからであるとかंगाえる。

(*Ibid.*, p. 61.)



ところで彼は、「経済政策の最大のジレンマを生じさせるものは安定化問題の二重性——産出量と価格が共に安定しうるか、それが不可能ならいずれを放棄するか、あるいはそれらのあいだにわれわれの努力をいかに分けるか——である」(Ibid., p. 78.)と云い、その解決は結局つぎの二つに帰するものとかんがえる。すなわち、「第一に、どれだけ適限内で産出量と価格の安定化を計りうるか。」「第二に、得られるものが棄てられるものより価値がより少ないと感じるのはいつか。」(Ibid., p. 79.)がそれである。

この章で問題となるのは、まず彼が経済的安定それ自体を手段に関するものとかんがえているのか、目的に関するものとかんがえているのか判然としない点である。けだし、経済的安定を恒常的進歩とみる見方からはそれは前者の見解にかんがえざるをえないし、価格および産出量の変動の減少こそが経済政策の正しき目的とみなす見方からはそれは後者の見解にかんがえざるをえないからである。

つぎに彼は産出量の変動が恒常的完全雇用の実現を妨げるといふが、産出量の恒常的増大は恒常的完全雇用の実現に直接にはむすびつかないのではなからうか。却つてそれは、資本家たちをして恒常的生産余力を生じさせるためにはたえず彼等から

ポウルディング『経済政策原理』(守谷)

みて適度の不完全雇用(社会保障のない)の実現を強行させる傾向を持たせしめるであらう。もし私見が正しければ、彼のいう経済政策の正しき目的もあやしくなつてくる。

註(1)もつともポウルディングは恒常的完全雇用が実現しうる理想であるということ否定するよう思われる産出量変動の二見解として“peak load” theoryと“hangover” schoolの見解を掲げよう。(Ibid., pp. 61-64.)

#### 四、経済的正義

ポウルディングは、経済的正義を分配の正義の意味に限定して使用する。(Ibid., p. 84.)ここでは彼の分配動学の問題がとりわけ興味をひくかと思われるので、これを紹介しよう。

著者は、理想的分配—justiceと経済的進歩の目標—progressを同時に充たすものとして、「所得成長の極大点の一方においては労働所得へいく部分が所得成長率を高め、反対側では労働所得へいく部分が所得成長率を低める」(Ibid., p. 104.)と云う、いわゆる所得成長の厚生経済学的極大概念を採り入れる。「しかしながら、現実の社会においてはこの極大点がどこにみいだされるか発見することはほとんど不可能であり」、それで

「分配制度および経済成長率がそれら自体、社会に影響を及ぼす錯綜せる諸勢力全体によつて決定される」(Ibid., p. 104.)  
 というにとどめている。

彼は続いて独占の動態的考察を行わんとする。彼によれば、独占は不確実を減少させることによつて価格安定を計り、経済発展を刺激、助長し、またかえつて独占商品を廉価にさせる結果になるところ。(Ibid., p. 105.)

最後に彼は、効用ないしは厚生<sup>(2)</sup>の個人間の比較および集計の問題のジレンマの解消を責任ある意志決定者、"Decision-maker"の制御に委ねる。そして代表民主制および自由市場経済の案出の功績として、政治家および企業家たちにたいして、彼等の決定によつて影響されるものからの、より急速なかつ正確なフィードバックを高く評価する。かくて責任ある意志決定者の心のうちに理想的分配と現実的分配との間に差異が感じられるときには、その行為はそれを除く方向へとむげられ、くわえて諸理想の或る衝突は、おのおのの理想のそれ以上の現実化が或る他の理想の犠牲に値すると判断されないような点でたもたれるという意味での、妥協によつて通常解消されるとかんがえる。(Ibid., pp. 105-108.)

さてここで問題となるのはポウルディングの唱える独占商品

の廉価傾向についてであるが、これはあくまで、独占それ自体の内在的傾向ではないと筆者にはかんがえられる。けだし、彼のいうこの傾向は独占が不確実を減少させることによるよりも、むしろ極大利潤獲得という目的のための手段としての技術革新そのものと、不安定期において拍車される優秀なるアウトサイダーの抬頭を防ごうとする独占体の短期人為的方策の現われであるからである。それで、たとえ絶対的には独占商品の廉価傾向を招いても、技術革新による生産性の上昇にたいして相対的には独占商品の価格水準は低落しない。その結果、必然的にインフレーションの潜在的進展化と産業構造の不均質的傾向の残存化ないしは進展化とそれともなう構造的賃銀格差の増大が生ずる。この三つの国民経済的矛盾こそ独占体に自律的成長を遂げさせうる必要条件ではなからうか。しかし、独占を資本の運動法則の発現形態としてとらえようとしなない彼にあつては、もとより、かかる結論はでてこないものとかんがえられる。

註(1)「社会の種々の諸個人および諸集団の間での変動せる総所得の最上の分配についての論議である」(Ibid., p. 101)

(2) [Ibid., p. 181. 本紹介では p. 15-16 を参照のこと]

## 五、経済的自由

ボウルディングは、自由を個人的自由と社会関係における自由に分けて考察するが、もとより重要なのは後者である。彼によれば、そこには諸個人が正確に同じ時に、同じ場所で、同じことを、同じ理由でなしていることはなく、各個人にとつての自由の領域は相互に排除しあう部分を有しており、この排他性の原理 Principles of exclusion が衝突を創りだすものとみる。(Ibid., p. 115.) そして、衝突の解決法として、「一つは当事者間の或る妥協を通じてコストを少なくすることであり、」<sup>(1)</sup>「他は衝突による利益の減少分たるだけ衝突領域を少なくすることである」(Ibid., p. 117.) という、この観点から彼は、所有 (Ibid., pp. 118-120.) 民族分離 (Ibid., p. 120.) 人種差別 (Ibid., pp. 120-121.) 保護政策 (Ibid., pp. 122-125.) 等の問題を論ずる。

つてゆかに、彼は自由の問題をよりこつこつ複雑にさせるものとして、かつて組織革命 (Organization Revolution) と呼んだことのある動向、すなわち非常に顕著な大規模組織の増大と、その結果としてのヒエラルキーの発展をかんがえる。(Ibid., pp. 125-126.) とこうで「このヒエラルキーにたいす

ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

る服従は一方において個々の行為の自由<sup>(1)</sup>に非経済的制限の境界の収縮をとまなうだろうし、そうに違いないが、他方において個々の実質所得の増大を通して経済的制限の拡張を可能にするであろう」(Ibid., pp. 126-127.) とこう彼の論述よりすれば、結局ヒエラルキーの功罪は経済的制限の境界が一般に非経済的制限内に、より存するか否かによつて判断されることになる。ところでこのヒエラルキーにたいする阻止としては、純粹市場原則による離脱の自由と対抗組織による自由の保護<sup>(2)</sup>とがあるが、彼はヒエラルキーの自由の問題にたいする、これら二つの解決のあいだに正しい均衡をみいだすことに社会における現実の問題があるという。(Ibid., pp. 127-128.)

だが結論として彼は、経済的自由の理念は複雑であり、それで解決は政治的な責任ある行為の牽引力と圧力の過程のなかでなされるよりほかはなく、自由をめぐる衝突の先験的理論 a priori theory から生ずる既成の解決はないとかんがえる。(Ibid., pp. 129-130.)

ここで問題となるのは、ボウルディングが経済的自由を基本目標として掲げる以上、本章で自由一般のいわば均衡論を論ずるよりも、むしろ消費選択の自由、消費者主権、職業選択の自由、および営業の自由等の有する経済効率の問題に限定して集

## ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

中のに論じた方がよかつたのではなからうか。(3)それを怠つた彼は結局、経済的自由の問題の解決を政治と圧力の過程のなかでなさざるをえなくなり、このために他の諸目標との関係性はますます薄くなつてしまつた感がある。

註(1) K. E. Boulding, *The Organization Revolution*, New York, 1953. (*Ibid.*, p. 126. fn.)

(2) J. K. Galbraith, *American Capitalism: The Concept of Countervailing Power*, Boston, 1952. (*Ibid.*, p. 127. fn.)

(3) もつともボウルディングは断片的には、第六章で消費者主権の問題を、第一章の共産主義論では職業選択の自由および資本家的企業の自由の問題にふれてゐる。

## 六、手段・目的、および諸目標間の衝突

以上、ボウルディングは経済的進歩、経済的安定、経済的正義および経済的自由によつて要約されうる経済政策の四つの大きな目標を定義してきたが、これらのうち、とりわけ正義と自由において単一の一元的尺度にかえられえないという測定上の問題と、諸目標間にありうる衝突の問題が、単にこれらの諸目

標をのべるだけでは政策判定者としてわれわれに備うるに充分でなくなるといふ。(Ibid., p. 132) 前者の問題を第四章および第五章で論じた彼は、本章で後者の問題を取扱つてゐる。

彼によれば、この問題(衝突の問題)にたいする答えはいろいろな諸目標にたいするわれわれの相対的限界評価に依存し、それはまたタイム・パースペクティブに多く依存するであらうといふ。(Ibid., pp. 132-133.) 続いて「このタイム・パースペクティブを拡大させ、将来よくなるという期待を信じさせて現在の犠牲に進んで耐えさせるものとして、教義とイデオロギーを掲げている(Ibid., p. 134.)が、これはのちの第一章「世界の前途」のなかでの彼の共産主義論の根底となつてゐるようである。

さてさらに競合的諸目標の選択の問題を大いにこみ入らせる一つの事情は、これらの目標を達成すべき手段としての諸制度や諸機構——たとえば国家、労働組合、教会等——がそれ自体、目的となる傾向があることによるとかんがえる。(Ibid., pp. 134-135.)

かかる視点より彼は社会主義論争の諸問題をとりあげてゐるが、結論としてそれらの論争のたいいていの原因は「相対的手段

を絶対的目的へと組立てていく結果であることをしめしうる」(Ibid., p. 136.)と云う。つまりこれを要約すれば、「そのこと」である。

まず社会主義論争を労働価値論と資本価値論の対決よりみれば、前者においては労働を搾取するものは資本であり、後者においては逆に労働こそ資本を搾取することになる。しかしながら彼によれば、このいずれの見解もばかげたものである。ただし生産過程が諸活動と諸制度の錯綜せる相互作用であり、その結果、生産過程のうちのどれか単一の要素をその生産要因として検証するいかなる試みも失敗する運命にあることにだれしも真理をみいだすからである。そして結局、社会主義者が一般に認識しないことは財産と価格システムが社会機構の一形態であるということであり、他方自由主義者においても価格—財産システムが機構の唯一のものではないということを認識してないからである(云々)。(Ibid., pp. 137-138.)

つぎに社会主義論争を公益対私益についてみれば、「公益は社会主義者のあいだに、私益は自由主義者のあいだに、それ自体、目的となる傾向があり、そこに容易に論争が解決されない真の緊張がある」(Ibid., p. 138.)と云う。そこで彼は、いかなる場合においても論議は、「特定の産業が公的ないしは私的い

ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

ずれに所有され運営されるのがそれ自体よいかどうか」(Ibid., p. 141.)と云う諸制度そのものの絶対的目的化ではなく、「おのおのの特殊な場合において公的ないしは私的運営のいずれが経済生活の究極的諸目標を促進させていくうえにもつとも効果的となりそうであるかどうか」(Ibid., p. 141.)という相対的手段の問題に帰着せねばならないという。

社会主義にたいするいまひとつの主要な論議である消費、主権をめぐる価格制と計画制の問題においても、彼は「消費者主権それ自体が、かくして体制を判断する目的となつている」(Ibid., p. 142.)ことを指摘しているが、紙数の制限上これ以上の紹介は割愛せざるをえない。

この章での問題点を指摘しよう。

まずボウルディングは衝突の問題にたいする答えとして相対的限界評価を挙げているが、その究極的価値基準となるものはいかながえられない。

つぎに彼は諸制度や諸機構のなかに国家、労働組合、教会を含め、それらも目標を達成すべき手段としてかんがえているが、しかし国家は政策主体なのであり、労働組合、教会は政策客体である。かくて政策手段は、国家の歴史的具体的目的にたいする具体的施策および個別的施策をいうのではなからうか。

ポウルディング『経済政策原理』（守谷）

100

けだし、国家ないしは政府を、責任ある国家ないしは政府たらしめねばならないからである。

最後に彼は社会主義論争のたいていの原因が相対的手段の絶対的目的化の結果であるというが、そう必ずしもいいきれないのではなからうか。たとえば社会主義建設を目的とする手段たる私有財産の廃止はそれなくしては達成できない絶対的手段であり、相対的手段ではないのである。

## 七、政府への行為の諸原理の適用

現代資本主義経済の動向は政府の経済的領域における活動の比重をしだいに増大せしめてきているが、かかる意味において政府行動の理論は政策主体である政府が経済政策過程を充分に解明するのに必要な理論である。

叙述はまず一般的行為の諸原理を論じ、ついでそれを政府行為の問題に適用するというかたちをとっている。<sup>(1)</sup>

ポウルディングは前章まで政策すなわちあたえられた諸目的、たいしてむけられる行為を支配する諸原理を論じてきたが、本章では行為そのものに注意をむけんとする。(Ibid., p. 159.) 彼によれば、およそすべての諸行為の組は行為の諸原理によつ

て支配される。そしてその行為原理の決定には、個別的諸行為の帰結についての知識と個別的諸行為の遂行上の権力がなければならぬという。(Ibid., p. 160.) しかして行為とは何かというに、彼は「これをユニバースの状態の変化として眺めるので、ユニバースの残余の状態の変化なしではユニバースの一部の状態の変化はできないことが明らかとなり」それで「あらゆる行為が取引である」(Ibid., p. 161.) という結論に達する。そして一般に、「いかなる組織体においても、行為者たちのヒエラルキーに……大まかながら対応する諸行為のヒエラルキーがあり、そして支配者の諸行為は被支配者の諸行為よりも通常、よりいつそう自発的であり規制的である」(Ibid., p. 164.) 「しかしながら規制のヒエラルキーは自発性のヒエラルキーと必ずしも同一でない。」「いかなる組織的構造においても上位者が下位者を支持するという或る必然性があり、それゆえに自発性のヒエラルキーが事実上逆にされているとき組織的構造をみいだすこともまづたく可能である」(Ibid., p. 165.) という。

さてつぎに、彼は組織体を社会的組織体に限定して考察する。そして、「社会的組織体——企業、教会、国家——は衰退の期間と回復や若返りの期間とをしばしば交互にさせながら、も

つといつそう複雑なライフ・サイクルをしめす。さらにそれは……死と壊滅へと無情にも連れ去っていくとき先天的なものはないようなおもわれる」(Ibid., p. 166.)と、くわえて「社会的組織体の場合、より重要なことは状態の意欲的变化であり、……政策、"policy" という名にもつとも値するものはまさにこれらの理想状態の意欲的变化である」(Ibid., p. 167.)と云う。

以上、行為の理論を簡単にスケッチしたのち、彼は「それが、政府行為を多くの部門のすべてにわたつて検討し、政府行為のそれをとりまく経済生活への衝撃を検討するのに、有用な手引をみいだすであろう。たとえば、政府と民間および私的組織との取引と、民間相互の取引に影響をあたえるとき政府の規制ないしは法律とのあいだには重要な差異があることはあきらかである」(Ibid., p. 167.)とのべる。すなわち彼によれば、「政府がもつとも直接的かつ明白な衝撃を経済にあたえるのはその外部的取引とその直接的間接的效果を通してである。しかしながら、また政府は民間相互の取引の枠を定める法律や規制によつても、とくに長期的には大きな衝撃をあたえる」(Ibid., p. 172.)と云うのである。そして結局、上述の政策用具 policy instrument としつての規制と取引とは、或る場合に

は前者が、他の場合には後者が効果的である (Ibid., p. 176.) が、ただ「緊張状態のもとでは、直接的強制力の使用が取引力の使用を犠牲にして増大しがちであるということはもつともな通則である」(Ibid., p. 179.) とかんがえる。しかしこの場合でもたとえば、「政府が単に法律を制定するだけでは再分配によつて貧乏国を豊かにできないし、」また「いかなる強制力をもつても一人当り所得は総所得を人口で除した数を超えない」といふように、……或る意味で冷酷な社会的恒等関係を打破りえない」(Ibid., p. 174.) と云う。

そして最後に、彼は政府および政府の責任の意義をのべる。すなわち政府は同質的な実体ではなく諸機関の錯綜せるものであり、それぞれは或る独自の生命と自律性を持つており、かつ決して他の諸機関の政策と調和しないような、それ独自の政策をも持つている。しかし政府には責任のヒエラルキーが、そして現実の統制の核心がある。したがつて政府とはかかるいみでの意志決定者達からなる一つの組織体であるといえる。そこで政府の責任といふことの意義は、大衆から政府へのインホームションのフィードバックの程度と、このインホームションにたいする政府の意志決定者たちの感応に存する。かくて責任ある政府とは反応しやすいフィードバックのメカニズムを有する政

ポウルディング『経済政策原理』(守谷)

府のことであるというのである。(Ibid., pp. 180-181.)

ここで問題となるのは、ポウルディングの説く反応しやすいフィードバックのメカニズムを有する政府が果して責任ある政府といえるかどうかという点である。なるほどかかる機構を有する政府は一面において、政策手段決定の際の客観性、鋭敏性、効率性があたえられ、最大公約数的諸施策を行いうるのである。しかし他面において循環的短期政策のみしか行いえず、長期総合経済計画を行えないので、将来の経済発展のテンポを速めるための経済構造の歪みの意欲的正は期待できないであろう。そして、このことが政府の主体性喪失化傾向を招き、それはやがて、あらゆる責任を大衆に転化させる結果を招くであろう。それが責任ある政府といえるであろうか。

註(1) 本章の紹介はすでに香川大学の稲毛満春氏の手でなされている。同氏紹介「ポウルディングの政府行動論」香川大学経済論叢三一巻六号、八五—九一頁

(2) なお彼はさきの第三章で、システムの安定装置 stabilizer として、政府の機能を重視する。すなわち私的貨幣制度は安定化させるよりも不安定化させがちである。それで政府は私的部面がデフレを指しているときにはインフレの方法で、私的部面がインフレを指

一〇二

しているときにはデフレ的方法であるまわねばならぬ。(Ibid., p. 77.)

## 八、共産主義論

ポウルディングによれば、「共産主義体制と民主資本主義体制とのあいだには諸手段の不一致はいわずもながら経済政策の諸目標についても深い不一致があり、それで各体制が上述の四つの諸目標——進歩、安定、正義および自由——にあたえる解も非常に異なる」(Ibid., p. 394.)と云う。つまり彼はそれぞれの目標について吟味していく。

まず第一の経済的進歩の問題については、「それは両体制の理想であるが、ここにすら解釈に微妙な差異がある。共産主義者たちは彼等の唯物論的イデオロギーのために経済的産出物の概念のうちのサービスを……軽視する傾向を有している。その結果彼等たちの理念——および政策——は效用の増大よりもむしろ原料の生産増大の方にいつそうひどくウェイトをかけられることとなる」(Ibid., p. 394.)とかんがえる。

第二の経済的安定の問題については、「ソビエト経済の歴史が資本主義のもとでのサイクルよりもいつそう、荒靡的なサイ



クルを<sup>(1)</sup>しめしている」(Ibid., p. 395.)ことを挙げる。

そして、「決定的問題は、この政治的性質を有する諸循環が現在のソビエト体制の本質的な部分であるかどうか、すなわちソビエトの政策に真のサイバネティック問題があるのかどうかということである」(Ibid., p. 396.)とのべ、ここにおいて、「このサイクルはイデオロギーと現実とのあいだの衝突の結果として解釈されるものである」(Ibid., p. 396.)と説く。彼はその根拠として、共産主義者が現実よりもイデオロギーを第一義的に重視していること、および全体主義体制における宿命として彼等がイエス・メンにとりまかれ現実から隔離されていることを挙げる。(Ibid., pp. 396-397.)

しかし、「共産主義体制と非共産主義体制のあいだの経済的諸目標の最大の差異は経済的正義と経済的自由にあたえられる解釈に存する」(Ibid., p. 398.)と云う。

第三の経済的正義の問題についての彼の論旨を要約すればつぎのごとくである。すなわち、共産主義者たちは彼等の基本的価値体系である、労働価値論と剰余価値論を持つてくる。前者は、経済生活の全生産物が労働行為からひきだされるので、労働がつくつたものはすべて得るべきであるという見解であり、後者はしたがって、非労働所得は生産手段の所有者が労働者階

ボウルディング『経済政策原理』(守谷)

級を搾取する結果であり、そこに不正義をみいだす。かくて彼等によれば、救済策は搾取者の搾取ということになる。(Ibid., p. 398.)彼は続いてソビエト経済にその批判の焦点を合わせるとしていわく、「ソビエトは生産手段の所有者からひきだされた所得を事実上、除去することに成功した。」しかし、「このことは不平等を除去してしまつたことを意味しない。」ここでは、「力の不平等の程度は資本主義社会におけるよりはるかに大なるものである」(Ibid., p. 399.)「それゆえに剰余価値からの所得の除去は、特権ないしは搾取の除去を意味しない」(Ibid., p. 400.)そしてこのことは彼等共産主義者たちが、「私有財産は手段なのであり、それでその廃止も無制限な権利もそれ自体、目的であつてはならぬ」(Ibid., p. 400.)ということを充分、知つていないからである。すなわち、第六章でのべた手段と目的の混同がそれである。だから、「いずれの体制を選ぶべきかは正、不正の絶対原理によつてではなく、それらの成果と費用によつて判断されねばならぬ」(Ibid., p. 400.)と云う。

それゆえに彼の論法では、「たとえ共産主義体制へ導入された或る私的資本家たちが資本家利潤より以上の全生産物を増加するような場合には、そこにはあきらかなんら搾取がな

い。すなわち、だれでも以前より裕福である」(Ibid., p. 402.)  
 ということになり、かくて剰余価値論ひいては労働価値論が誤  
 謬の理論と化する。そしてこのことは、共産主義者が歴史を階  
 級闘争の大きな周期的プロセスとしてみる根拠となる弁証法的  
 唯物論のイデオロギーに基づくからである (Ibid., pp. 398-  
 399.) ところが結論に到達することになる。

最後の経済的自由の問題については、「職業選択の自由から  
 みて、私企業のもと全領域の廃止は企業の才能を有するひ  
 とびとの自由の危険な制限であり、」また「集団農場への農夫  
 たちの強制は二〇世紀の人間の自由にたいする最大の暴力の一  
 つであった」(Ibid., p. 402.) ということまで終っている。

この章での問題点を指摘しよう。

まず第一の経済的進歩については、彼は唯物論的イデオロギ  
 ーが效用の増大よりも原材料の生産にウェイトをかける結果を  
 招くというが、これは将来、大衆共同のフォンドの飛躍的増大  
 を計るための迂回生産である。だから、そのイデオロギーと效  
 用とは矛盾する性格のものではないとかんがえられる。

第二の経済的安定については、彼はソビエト経済が荒廢的な  
 サイクルをしめしているというが、これはソビエトがもつとも  
 遅れた生産様式から出発し、先進資本主義国が過去二〇〇年間

に経過したギャップをひといきに埋めんとする社会主義建設へ  
 の過渡的形態であつてほんらいの姿ではない。もし仮に資本主  
 義諸国が当時のソビエトと同じ条件のもとで過激な消費力の抑  
 制による重工業発展政策を行つていたなら、経済は大恐慌をき  
 たし体制の崩壊へと導いたであろう。ここに経済的安定という  
 基本目標に対する価値評価は、私有財産と独占と需要によつて  
 支配される資本主義体制においては相対的に大きく、共有財産  
 と計画と平等によつて支配される共産主義体制においては相対  
 的に小さいことがいえるのではなからうか。

第三の経済的正義については、彼は私的資本家が資本家利潤  
 より多くの生産物を増加さず場合にはそこにはなんらの搾取も  
 ないというが、その場合、生産物の増大は生産手段と技術的進  
 歩と労働力の搾取による結果であり、資本家はただ生産手段を  
 極大利潤追求のために独占しているにすぎない。だから、それ  
 だけでは剰余価値論、労働価値論がなら誤謬の理論とはなら  
 ない。

第四の経済的自由については、資本主義のもとでは職業選択  
 の自由と失業の自由とはうらはらの関係にあるのではないか。

問題点を以上でとどめることとしよう。

註(1) 戦時共産主義一九一七—二一年↓飢饉と恐ろしい經濟的崩壊およびそれに対処するレーニンの新經濟政策

(私的取引と私的所有の制限的復帰) 一九二一年↓經濟回復一九二一—二八年↓第一次五カ年計画と農業の集産主義化(厳格な共産主義への鋭い転換) 一九二八—三二年の飢饉↓スターリンの緩和政策(集団農場における小私有地の許可等) ↓共産主義体制の實質的回復……という系列がそれである。(Ibid., pp. 395—396.)

## むすび

ボウルディングの『經濟政策原理』の特色は、政策のすべての分析にわたつて、彼が冒頭に述べているごとく、あたえられた諸目的にたいしてむけられる行為を支配する諸原理をもつて一貫していることである。この意味で、彼の政策論は政策手段決定論ともいふべきものである。

しかし彼は單なる政策技術論としてとどまるべき厚生經濟学の枠を超えて、くわえてさらに、アメリカニズムの臭う偏見の價值判断を無意識的であれ行い、その結果、問題の解決にあつては最後のにはたいていは政治過程による調和論的妥協に委ねざるをえなくなつたものと筆者には推察される。そこに、数

多くの問題点が現われてくる所以があるのではなからうか。